

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、県ゆかりの障害のあるアーティストや団体によるコラボ公演事業「いろんなみんなのステージイベント」の企画運営である。</p> <p>本業務を企画運営するためには、県内の障がい者や障害福祉サービス事業所等の芸術文化活動状況等を熟知し、障がい者芸術の特殊性に関する専門的知識を有している必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(公財)岐阜県教育文化財団(以下「財団」という。)は、平成30年7月から「岐阜県障がい者芸術文化支援センター」を運営し、障がい者の芸術文化活動に関するコンサートの企画運営など、障がい者芸術文化事業を実施してきた実績を有しており、県内の障がい者や障害福祉サービス事業所等の芸術文化活動状況を熟知するとともに、障がい者芸術の特殊性に関する専門的知識を有している県内唯一の団体である。</p> <p>また、会場の清流文化プラザは、岐阜県障がい者芸術文化支援活動の拠点として、バリアフリーなどが整備されており、出演者及び観客に対し、合理的配慮がされている適切な環境であるが、財団は施設の指定管理者であることから施設の状況及び利用方法等について熟知しており、一層の配慮が期待できる。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に実施できるのは財団において他にない。</p>